

記入例④

収集運搬業（積替え保管あり）

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を収集運搬や積替え保管する場合

様式第十一号（第十条の十関係）

廃止 産業廃棄物処理業 届出書 変更

年 月 日

豊田市長 殿

届出者

〒471-8501

住 所 豊田市西町3丁目60番地

豊田市株式会社

氏 名 代表取締役 豊田 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 0565-31-1212

平成〇〇年〇月〇日付け第09000△△△△△△号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項に

廃 止

ついて したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2

変 更

第2項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

許可を持っている品目数を記載してください。

新

許可△品目の水銀使用製品産業廃棄物を含む収集運搬を行う。
 許可▽品目の水銀使用製品産業廃棄物を含む積替え保管を行う。
 水銀含有ばいじん等のうち、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ダスト類の収集運搬を行う。
 水銀含有ばいじん等のうち、廃酸、廃アルカリの積替え保管を行う。燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類の積替え保管は行わない。

※収集運搬と積替え保管それぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱うかどうかを記載してください。

廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）

水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬や積替え保管を行うかどうかを記載してください。（収集運搬や積替えを行わない場合も「許可△品目の水銀使用製品産業廃棄物を含む収集運搬（積替え保管）を行わない」と記載してください）
 ※水銀使用製品産業廃棄物は品目が法令定められていないため許可品目全体に対し含む・除くの限定を行います。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本
	役 職 ・ 呼	水銀含有ばいじん等と定められている品目（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ダスト類）のうち、許可品目について収集運搬や積替え保管を行うかどうかを記載してください。

廃止又は変更の理由

省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

